

紛争解決条項のヒント

準拠条項と仲裁条項に関する契約交渉（1）

第〇〇条 準拠法

この契約は日本法に準拠し、解釈されるものとする。

第〇〇条 紛争解決

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。仲裁手続は日本語によって行なう。

通常、契約書にはその契約に関連して紛争が発生した場合に備え、それを解決するための方法が定められます。どのように定めるかによって、実際に紛争が発生した際の時間・労力・費用が大きく変わるため、自社にとって有利な方法を定めたいものです。

上記の条項は、日本企業に最も有利と思われる条項です。準拠法は日本法、仲裁機関は日本商事仲裁協会（JCAA）、仲裁地は東京、手続言語は日本語です。もっとも、相手方が外国企業である場合、このような条項を置くという提案に簡単に応じてはくれません。例えば中国企業であれば、準拠法を中国法、仲裁機関を中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）、仲裁地を北京、手続言語を中国語と規定することを望むかもしれません。そこで契約担当者は、紛争解決手続の特性をよく理解し、上手に交渉する必要があります。

紛争解決手続では、①準拠法、②仲裁機関、③仲裁地、④言語が主要な要素です。これらをバラバラにすることも可能です。例えば、JCAAの規則によって東京で仲裁手続を行うこととしつつ、準拠法を英国法にし、英語を手続言語とすることもできます。他方、外国の仲裁機関の規則での仲裁を定めつつ、準拠法は日本法とすることも可能です。①から④の要素のすべてを自社に有利にできないとすれば、どれを譲ってどれを勝ち取るかをめぐっての交渉となります。したがって、交渉担当者はこれらの要素を個別に検討し、重要度に優先順位を付け、それを踏まえて駆け引きをする必要があります。

さらに念頭に置いておかなければならないことは、利用しようとする仲裁規則について、別段の合意をしない限り適用される定め（デフォルト・ルール）が自社に有利か否かです。例えば、③の仲裁地は、その地の仲裁法が仲裁手続を規律することになるところ、この点について、もし仲裁規則のデフォルト・ルールが自社に有利に規定されていれば、その条項が定めている事項をわざわざ交渉のテーブルに載せる必要はありません。例えば、JCAAの商事仲裁規則では、仲裁地は当事者間に別段の合意がない限り、申立人が仲裁申立書を提出したJCAAの事務所の所在地と定められています。したがって、JCAAの商事仲裁規則によることについて合意ができれば、日本を仲裁地とすることを望む側は仲裁地を云々することを避けるという作戦をとるべきでしょう。

紛争解決手続をどのように規定するかは、最終的には当事者間の力関係で決まりますが、たとえ立場が弱い場合であっても、相手方の提案をそのまま受け入れるようなことはせず、できるだけ自社に有利な紛争解決方法を勝ち取るため、①から④の要素に分けて細かく交渉することが大切です。